

事務連絡
令和8年3月25日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医政局歯科保健課

病院の開設許可申請等の際の添付書類について（周知）

都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）においては、例えば、病院・診療所等の開設許可に係る申請や届出に際して、医師の臨床研修修了登録証等の添付書類の提出を求めるなど、適切な対応を行っていただいている。

今般、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）」において、

行政手続のオンライン化に向け、以下に掲げる手続の添付書類については、写しの使用が可能であることを、地方公共団体に令和7年度中に通知する。

- ・病院等の開設許可（医療法7条1項）、診療所又は助産所の開設届出（同法8条）等
- ・歯科技工所の届出（歯科技工士法21条1項）等
- ・衛生検査所の登録（臨床検査技師等に関する法律20条の3第1項）等

とされたことを踏まえ、下記の手続における書類・事項をはじめ、医療法等において原本での提出を求めている書類・事項については、写しの提出によることが可能である旨を通知する。

都道府県等におかれては、下記の内容を参考に病院・診療所等の開設等に係る事務に当たっていただきたい。

記

- 1 病院・診療所開設（変更）許可の申請（医療法第7条1項及び医療法施行令第4条第1項関係）

- ・開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であるときの臨床研修修了登録証、再教育研修修了登録証（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の14第1項第1号）
- 2 病院・診療所・助産所の開設後の届出事項（医療法施行令第4条の2関係）
- ・管理者の臨床研修修了登録証、免許証（医療法施行規則第3条第1項第2号）
 - ・診療に従事する医師・歯科医師の免許証、業務に従事する助産師の免許証（医療法施行規則第3条第1項第3号）
 - ・分娩を取り扱う助産所における嘱託医師に嘱託した旨の書類、嘱託した病院・診療所が診療科名中に産科若しくは産婦人科を有する旨の書類、病院・診療所に対し嘱託を行った旨の書類（医療法施行規則第3条第1項第5号）
- 3 診療所・助産所の開設（変更）届出（医療法第8条及び医療法施行令第4条第3項関係）
- ・診療所の開設者の臨床研修修了登録証、再教育研修修了登録証（医療法施行規則第4条第1号）
 - ・管理者の臨床研修修了登録証、免許証（医療法施行規則第4条第2号、第3条第1項第1号）
 - ・診療に従事する医師・歯科医師の免許証、業務に従事する助産師の免許証（医療法施行規則第4条第3号、第3条第1項第3号）
 - ・助産所の開設者の免許証、再教育研修修了証（医療法施行規則第5条第1項）
- 4 衛生検査所の登録（変更）の申請（臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項及び第20条の4第1項及び第3項関係）
- ・臨床検査技師等に関する法律施行規則第11条第2項各号に掲げる書類
- ※ 医師、臨床検査技師の免許証については、法令上、提出を求めているものではないが、自治体の裁量において、提出を求める場合においても、写しでの添付を妨げられない。
- 5 歯科技工所の開設（変更）届出（歯科技工士法第21条第1項関係）
- ・歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）第13条第1項各号に掲げる事項
- ※ 歯科技工士の免許証については、法令上、提出を求めているものではないが、自治体の裁量において、提出を求める場合においても、写しでの添付を妨げられない。